

熊本県社会福祉協議会常勤役員の報酬及び 旅費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）の常勤役員に対する報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員には報酬を支給する。

2 報酬の種類は給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料の額)

第3条 給料の額は月額 500,000 円の範囲内において会長が定める。

(給与の改定)

第4条 本会職員について給与の改定が行われる場合、常勤役員の報酬の改定は、本会職員と同日から実施する。

(通勤手当及び期末手当)

第5条 通勤手当及び期末手当は職員の例による。

(旅費)

第6条 常勤役員には旅費を支給する。

2 旅費の額は次のとおりとする。

車 賃 (1kmにつき)	旅行諸費	宿 泊 料		食 卓 料
		県 外	県 内	
37 円	2,200 円	13,100 円	11,800 円	2,200 円

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めるものを除くほか、常勤役員の報酬及び旅費の支給に関し、必要な事項は職員の例による。

附 則

この規程は、平成 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年 6月21日から施行する。